

菊陽町通学路交通安全プログラム

平成27年10月

菊陽町教育委員会

令和5年8月 一部改定

菊陽町通学路交通安全プログラム

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議し、対策を取ってきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「菊陽町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 菊陽町通学路安全推進協議会の設置

(1) 構成員と主な役割

協議会は、学校関係者、道路管理者、交通管理者で構成し、目的達成のため、関係機関と連携しながら、以下のことについて取り組みます。

【構成機関】

区分	機関・組織等	主な役割（対策）
学校関係者	菊陽町小中学校長会 菊陽町教育委員会学務課（※） 菊陽町PTA連絡協議会 菊陽町青少年健全育成町民会議 区長、自治会長、地域住民	児童生徒への指導・教育、街頭指導、通学路の変更、見守り活動等
道路管理者	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所阿蘇国道維持出張所 熊本県北広域本部土木部維持管理課 菊陽町都市整備部建設課（※）	道理維持管理、道路拡幅、歩道設置、ガードレール設置、路側帯整備等
交通管理者	大津警察署 菊陽町総務部危機管理防災課（※） 大津地区交通安全協会菊陽支部 菊陽町交通指導員	交通指導、取り締まり、横断歩道、信号設置、交通規制、交通安全教室の実施等

（※）印は構成機関等との連絡調整、取りまとめ等を行う。

(2) 会長及び事務局

協議会の会長は、菊陽町教育長が務めます。また、協議会の事務局は、菊陽町教育委員会学務課に置きます。

(3) 菊陽町通学路安全対策会議

道路管理者や交通管理者を主体とする「菊陽町通学路安全対策会議」を設置し、対策の進捗管理等を行います。

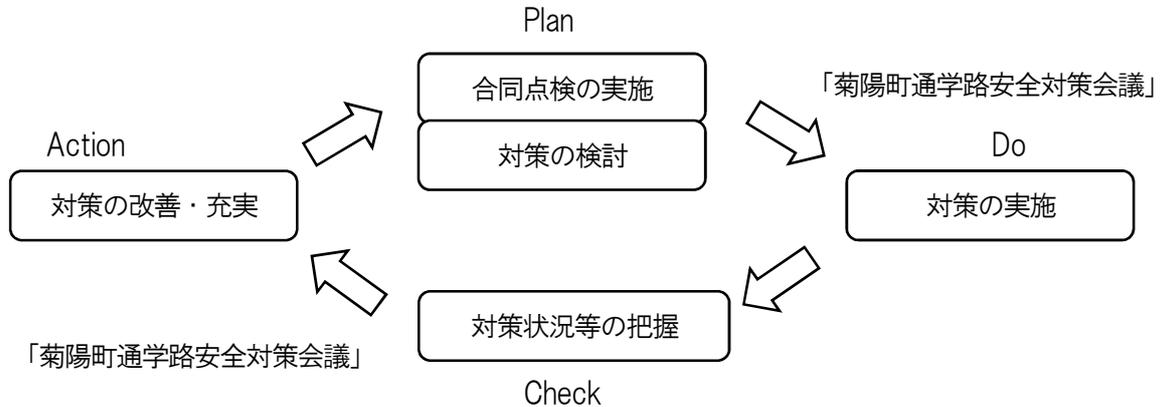
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに

に、学校関係者、道路管理者、交通管理者の三者が主体となり、対策の改善・充実を図るため、以下の取り組みをP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上に努めます。

〔菊陽町通学路安全推進協議会の取り組み〕



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・合同点検は、町内の学校を1年に1回実施します。
ただし、緊急の場合は、その都度実施します。
- ・実施時期は、前年度末までに各学校から提出のあった通学路の危険箇所を学務課が当該年度当初に危険箇所の選定を行い、それをもとに構成機関により合同点検を実施します。

(3) 対策の検討 (P l a n)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策の必要箇所については、箇所毎に、歩道整備や防護柵設置などのハード対策や交通規制や交通安全教育などのソフト対策を対策の必要箇所に応じて具体的な実施メニューとして検討します。

(4) 対策の実施 (D o)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、「菊陽町通学路安全対策会議」を開催し、関係機関等のメンバーで対策内容などの情報を共有して連携の強化を図ります。

(5) 対策状況等の把握 (C h e c k)

- ・合同点検の結果に基づく対策が必要な箇所については、「菊陽町通学路安全対策会議」を開催し、対策の進捗状況や対策後の通学状況など、構成機関等で情報を共有し、今後の対策の強化に取り組みます。

(6) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

- ・点検結果や対策状況等の把握を踏まえて、更に改善や充実が必要な箇所については、次年度の通学路点検の重点対策箇所として点検リストに再掲し、更なる安全確保対策に取り組みます。

4 点検結果及び対策の進捗状況の公表

- ・点検結果や対策の進捗状況については、関係者間で情報を共有するために学校毎の「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。